

東京都公立大学法人

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都公立大学法人	令和4年10月28日から 同年11月9日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	総務局	令和4年10月27日及び 同年11月10日	

2 団体の概要

設立の目的	大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目指す大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的として設立
主な沿革	東京都公立大学法人（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、平成17年4月1日に都が設立、令和2年4月1日に名称変更 東京都立大学 平成17年4月 首都大学東京設置 令和2年4月 東京都立大学に名称変更 東京都立産業技術大学院大学 平成18年4月 産業技術大学院大学設置 令和2年4月 東京都立産業技術大学院大学に名称変更 東京都立産業技術高等専門学校 平成18年4月 東京都立産業技術高等専門学校設置 平成20年4月 東京都から移管

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の設置及び運営 学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助 受託研究又は共同研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供 教育研究の成果の普及及び活用促進 前各号の業務に附帯する業務 	
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	
組織	東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校及び事務組織（経営企画室、総務部等）	
人員	役員9名（理事長1名、副理事長3名、理事3名、監事2名（非常勤）） 教員808名、職員445名	
都との関係	出資（表1）	現物出資 土地 860億3,536万余円、建物 618億9,525万余円 合計 1,479億3,062万余円（100%）
	交付金（表2）	204億407万余円（令和2年度交付額） 200億8,338万余円（令和3年度交付額）
	補助金（表2）	28億8,128万余円（令和2年度交付額） 25億5,477万余円（令和3年度交付額）
	就学支援金等（表3）	1億1,334万余円（令和2年度交付額） 1億990万余円（令和3年度交付額）
	事業の委託（表4）	5,527万余円（令和2年度委託料） 7,869万余円（令和3年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表5）	経常収益 283億余円のうち、205億余円（72.6%）（令和2年度） 経常収益 278億余円のうち、195億余円（70.4%）（令和3年度）
	財産の貸付（表6）	行政財産 土地（25.0㎡）及び 普通財産 建物（9,947.32㎡） を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員34名を都から派遣
	業務実績評価（全体評価）（注2）	令和2年度：着実な業務の進捗状況にある 令和3年度：着実な業務の進捗状況にある

（注1）上記数値等は令和4年3月31日現在

（注2）法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画に記載されている事項について、当該計画の実施状況を検証し、当該項目の実施状況を5段階（S～D）

で自己評価を行い、業務実績等報告書を作成する。東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置。以下「評価委員会」という。）は、これを基に検討を行い、35の項目別評価「1～5」及び全体評価をし、知事へ報告する。

(表1) 出資（現物出資）の状況

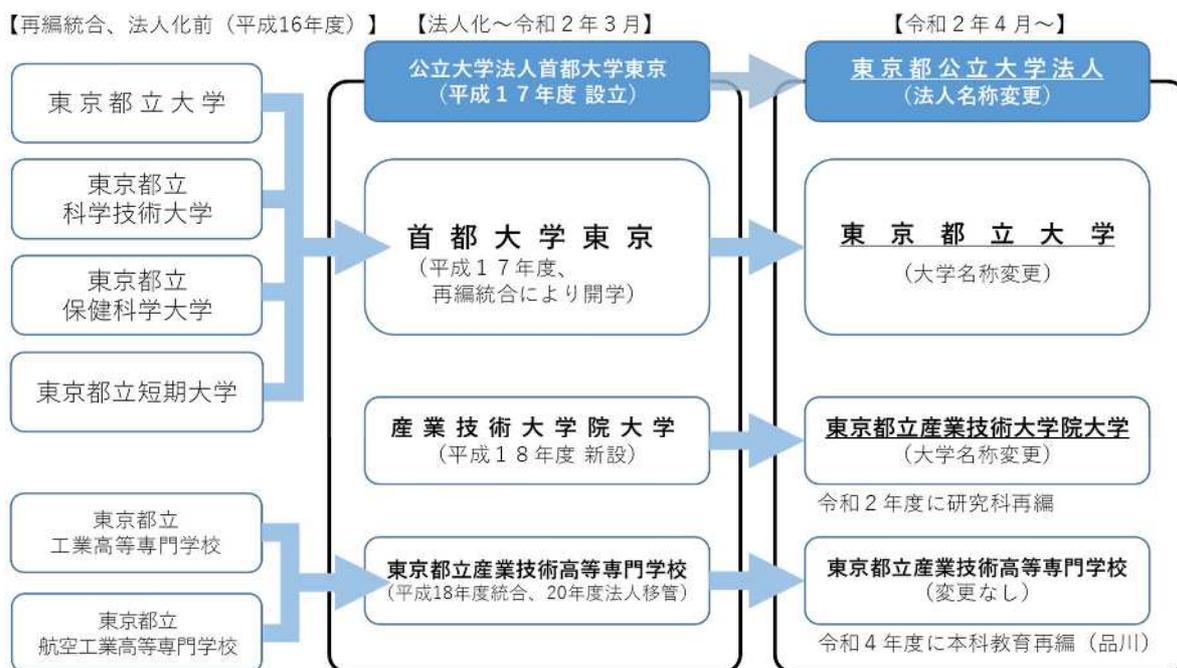
(単位：㎡、円)

区 分	土地		建物	
	地積	評価額	延べ床面積	評価額
東京都立大学	428,041.26	29,845,527,110	158,673.81	29,690,479,028
東京都立保健科学大学	34,999.97	5,914,994,930	29,635.27	6,098,194,271
東京都立科学技術大学	62,439.61	7,010,000,000	28,852.45	7,174,448,398
東京都立大学小笠原研究施設	771.45	24,100,000	546.73	159,546,400
東京都立工業高等専門学校	37,134.15	30,084,078,300	34,139.54	7,577,456,910
東京都立航空工業高等専門学校	48,370.10	13,156,667,200	30,819.55	4,866,333,473
首都大学東京	-	-	9,587.59	6,328,800,000
計	611,756.54	86,035,367,540	292,254.94	61,895,258,480
合計	147,930,626,020			

(注) 法人の資本金の額は、東京都が出資する上記（表1）に掲げる資産について、当該出資の日現在における時価を基準として、都が評価した額である。

(参考)

都立の大学等の再編統合・法人化、名称変更前後の対照図



(表2) 交付金及び補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
運営費交付金	東京都公立大学 法人運営費交付 金交付要綱	法人の運営（通常及 び特定期間の事業 等）に要する経費	17,313,118	20,404,078	20,083,382
施設費補助金	東京都公立大学 法人施設費補助 金交付要綱	法人の施設・設備の 整備に要する経費	2,906,547	2,881,280	2,554,774
合計			20,219,666	23,285,358	22,638,156

(表3) 高等学校等就学支援金及び事務費の交付状況

(単位：千円)

	根拠	対象事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就学支援金	東京都立産業技術高 等専門学校就学支援 金等交付要綱	教育に係る経済的負担 の軽減、機会均等に寄 与	110,051	112,489	109,791
事務費			133	855	113
合計			110,185	113,344	109,904

(表4) 主な委託事業（都連携事業）

(単位：千円)

所管局名	事業名	委託料		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
政策企画局	令和3年度「東京都と大学の共同事業」			3,939
総務局	管理職候補者研修「経営管理」など	9,064	4,045	8,350
福祉保健局	新型コロナウイルス感染症対策に係るA I予測モデルの開発に関する共同研究		7,797	7,336
産業労働局	観光経営人材育成事業など	12,947	14,067	16,041
港湾局	東日本大震災に伴う放射性物質への災害 時対応	85	85	85
水道局	供用年数等を踏まえた配水ネットワー クの管路更新計画に関する共同研究など	25,394	16,338	18,512
下水道局	下水道幹線管路内の無人調査用ロボ ットの開発など		12,937	23,194
教育庁	高校生探究ゼミナール			1,233
合計		47,491	55,272	78,692

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	27,020	100	28,305	100	27,828	100
都からの収益	20,819	77.1	20,559	72.6	19,588	70.4
運営費交付金	16,717	61.9	18,262	64.5	17,778	63.9
資産見返負債戻入	961	3.6	973	3.4	1,098	3.9
受託事業等収益	110	0.4	48	0.2	81	0.3
施設費収益	2,906	10.8	1,161	4.1	520	1.9
その他の収益	123	0.5	113	0.4	109	0.4
他の収益	6,200	22.9	7,746	27.4	8,240	29.6

(表6) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡)

分類	施設の名称 (所在地)	目的	種類	面積
行政財産	東京都農林総合研究センター (東京都立川市富士見町三丁目8番1号)	観測用鉄塔の設置	土地	25.00
普通財産	東京都立大学晴海校舎 (東京都中央区晴海一丁目2番2号)	法科大学院の運営	建物	9,869.02
	富士見高原学外施設 (長野県諏訪郡富士見町立沢字広原1番1056)	セミナーハウスの運営	建物	78.30
	合計			9,947.32

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、法人の事業について、主に、中期目標及び計画に基づく法人の運営に係る業務について、中期計画における事業の進捗状況や最終年度における次の計画への準備が適切になされているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

法人は、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校について、都知事が定めた業務運営に係る中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を作成し、運営を行っている。

事業運営について見ると、法人は、法第25条及び第78条の規定により知事が平成28年6月に定め、平成31年4月に一部変更した中期目標（期間：平成29年度～令和4年度）に基づき、第三期中期計画（平成29年3月認可、令和元年8月変更認可）及びこれに基づく年度計画を作成し、限られた資源の選択と集中を図りながら、各校がそれぞれの特色を生かしつつ様々な主体との連携を深化させることで、更なる強みや新たな相乗効果を生み出し、その成果を国内外に積極的に発信することにより、認知度をより一層高め、存在意義を示していくことを基本方針とし、教育・研究・社会貢献・グローバル化などの事業を実施した。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常費用	26,869	26,116	△ 753	△ 2.8	26,277	160	0.6
経常収益	27,020	28,305	1,285	4.8	27,828	△ 477	△ 1.7
当期総利益	276	2,172	1,895	684.4	1,440	△ 731	△ 33.7
資産合計	155,738	158,752	3,014	1.9	158,117	△ 634	△ 0.4
負債合計	20,110	22,916	2,806	14.0	22,861	△ 55	△ 0.2
純資産合計	135,627	135,835	207	0.2	135,256	△ 579	△ 0.4

ア 費用及び収益の状況

法人の経常費用については、令和2年度は7億余円減少しており、これは主に、国内外旅費交通費、光熱水費などの減少によるものである。

経常収益は、都からの収益である運営費交付金収益が約6割で大半を占めているが、自己収入である学生からの授業料収益が約2割で、それ以外にも受託研究等収入を得ている。

経常収益を見ると、令和2年度は、12億余円増加しており、これは主に、都からの運営費交付金に係る収益の増加などによるものである。令和3年度は、4億余円減少しており、これは主に、都からの運営費交付金及び施設費収益の減少などによるものである。

これらの結果、令和2年度の当期総利益は、18億余円増加し、令和3年度においては、7億余円減少している。

イ 財政状態

法人の資産のうち9割以上は、土地や建物などの固定資産が占めている。

資産は、令和2年度に30億余円増加しており、これは主に、有形固定資産において、ローカル5G機器や超電導磁気共鳴断層撮影装置等を取得したこと、また、流動資産においては、手元余剰資金の預入れにより有価証券が増加したことなどによるものである。

純資産は令和3年度に5億余円減少しており、これは主に、損益外減価償却累計額に相当する資本剰余金が減少したことなどによるものである。

(3) 事業運営に関する評価

法人は、法第78条の2第1項の規定に基づき、令和3年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けている。

評価委員会が令和4年8月に公表した「令和3年度 東京都立大学法人業務実績評価書」によれば、35項目に係る事業の進捗状況・成果について、第三期中期目標計画の5年目として、中期目標達成に向けて年度計画を順調に実施しており、着実な進捗状況にあると評価している。

また、改善すべき点として東京都立大学南大沢キャンパスにおいて、令和3年12月に火災が発生したことに対して、こうした事故が二度と起こらぬよう、防火体制の整備、法人・教職員の危機管理意識の共有、対応策の浸透・徹底に取り組みたいとしており、これを受け法人は、安全対策検討会の開催、危険物の保管及び危険物を扱う実験に対する指針の作成、各研究室がガイドラインを策定し、取組の徹底を図るとしている。

その他にも、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施しているものの、メール送信に伴う個人情報漏洩などの事故が発生しているため、更なる安心・安全に対する取組が求められる。

令和2年度は、コロナ禍において対面授業の実施に制約がある中、オンライン授業を迅速に開始し、令和3年度では、国際シンポジウムやセミナーのオンライン開催など、教育研究の質の向上を図り、社会貢献においても、対面によらない公開講座等を通じて、新たな受講層を獲得するなど、効果的な法人運営を推進している。

令和4年6月には知事が第四期中期目標（期間：令和5年度～令和10年度）を決定し、社会

との価値共創として、産業界、区市町村、地域社会等とのつながりを一層深め、企業等の成長支援、生涯学習の提供等、産業の振興や都民生活の充実に資する様々な取組を推進していくこととしている。

法人において外部資金研究費の獲得は、法人財政の安定性・自律性確保の観点のみならず、大学の研究活動の維持向上を図る上で不可欠なものとなっており、取組の強化が望まれる。都からの運営費交付金が6割を占め、今後、都民とつながりを一層深め様々な取組を推進していく法人は、財務報告の透明性や都民への説明責任をより一層向上させることが求められている。法人全体のあるべき収支構造を中長期的に捉えた上で、自己収入の改善、経費の節減、業務執行の効率化等の取組を更に推し進めていくことが必要である。

2 指摘事項

(1) 団体

ア クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第34条によれば、事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期的に、当該クレーンについて自主検査を行わなければならないとしている。

法人は、南大沢キャンパスの各研究室に設置し、学生が研究活動に使用するクレーンについて表7の契約により当該点検を委託している。

ところで、法人における点検結果の対応状況について見たところ、表8のとおり、令和4年3月に整備の緊急性度が「高」（注）と判定されたクレーンは、平成30年度と同契約から同様の判定が4年間継続しているにもかかわらず、監査日（令和4年10年31日）現在、交換の対応を行っていないことが認められた。

このように「高」と判定された箇所への対応が行われていない理由について、法人は、①平成30年度以降、その交換に係る予算要求を行わずに、年度末近くに残予算がある場合に交換する方針としていたが、他の緊急対応に経費を支出し予算が不足したため交換できなかったこと、②表8の点検報告書総合所見には、著しい型崩れがあり、緊急性度が「高」と判定されていることを認識していたが、交換を「推奨」するとの記載があったこと、③表8のクレーン年次定期自主検査表に記載のワイヤロープ（素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリス塗布の状態）に係る判定は、三段階の中位（ただし、ワイヤ型崩れありとの所見あり）であったことによるものとしている。

しかしながら、本委託契約の主旨である重大な人身事故や設備の損傷等を未然に防止するという目的を踏まえれば速やかに交換すべきであり、委託の成果である点検報告が結果として十分に活用されていないのは適切でない。

法人は、学生等の安全確保に努めるためにも、クレーンの点検結果の対応を速やかに行われたい。

（東京都公立大学法人）

（注）緊急性度の段階は、「使用禁止、高、中、低、経過観察」の区分となっている。

（表7）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
令和2年度10トン及び5トンクレーン外21点の自主点検委託	令和3.2.10 ～令和3.3.31	880,000	A
令和3年度10トン及び5トンクレーン外21点の点検委託	令和4.1.14 ～令和4.3.31	858,000	A

(表 8) 点検結果の対応状況

点検報告時期	点検報告書の記載内容
令和 4 年 3 月	定期自主検査結果総合所見
	NO. 8 機械精密実験棟 108 室・風洞設備室 (0.5t モノレール) ・ワイヤロープに著しい型崩れが認められます。交換を推奨します。 ・緊急性度：高 (注)
	NO. 15 土木実験棟 B150 室・構造応用力学実験室 (2.8t 天井クレーン) ・ワイヤロープに著しい型崩れが認められます。交換を推奨します。 ・緊急性度：高 (注)
	クレーン年次定期自主検査表
	NO. 8 機械精密実験棟 108 室・風洞設備室 (0.5t モノレール) (点検項目詳細) 素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリス塗布の状態 ・所見：ワイヤ型崩れあり
	NO. 15 土木実験棟 B150 室・構造応用力学実験室 (2.8t 天井クレーン) (点検項目詳細) 素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリス塗布の状態 ・所見：ワイヤロープ型崩れあり
令和 3 年 3 月	同上
令和 2 年 3 月	同上
平成 31 年 3 月	同上

(注) 緊急性度の段階は、「使用禁止、高、中、低、経過観察」の区分となっている。

イ 契約変更手続を適切に行うべきもの

法人は、学術情報基盤センターにおいて、学内及び学外利用者向けの動画配信を目的として「動画配信システム運用管理業務及びOCW用動画編集委託(単価契約)」を表9のとおり委託している。

本契約書約款第12条第1項では、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」とされ、同条第2項には、「前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者が協議して定める。」としている。

ところで、本委託の内容や請求書について確認したところ、動画編集業務の単価が表10のとおり変更されていることが認められた。

このことについて、法人は、動画編集業務の一部を臨時職員に行わせたため、委託内容を変更し、受託者とは減額交渉をメールで行ったとしているが、契約変更手続を行わなかったことは適切でない。

法人は、契約変更手続を適切に行われたい。

(東京都公立大学法人)

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
動画配信システム運用管理業務及びO C W用動画編集委託（単価契約）	令和3.4.1 ～令和4.3.31	2,970,000	B

(表10) 年間の執行状況

(単位：円)

委託内容	契約単価	予定数量	請求単価	実績数量
動画配信システム運用管理業務	110,000	12	110,000	12
動画編集業務（単価契約）	165,000	10	82,500	9

ウ 要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの

東京都公立大学法人会計規則（平成17年度法人規則第44号。以下「会計規則」という。）第44条では、法人における契約方法は、一般競争入札による方法が原則とされ、一定の場合に限り指名競争及び随意契約による方法が認められている。東京都公立大学法人契約事務規程（平成17年度法人規程第26号）第2条第1項では、東京都立産業技術高等専門学校管理部高専荒川キャンパス管理課長は、予定価格が500万円を超えない工事契約について随意契約により契約を締結することができるものとされ、500万円を超える場合は法人の総務部長が希望制指名競争入札で契約を締結することとしている。

ところで、法人では、表11のとおり、本館3階にある3か所の教室を改修し、座学の外、OA機器を使用した講座である医工連携教育・研究プロジェクト（注）を実施するため、項番1では間仕切り壁及びドア廊下側窓の設置、電源移設工事等、項番2はOA床設置工事、項番3は既設モニターの移設、プロジェクター及び天井スピーカーの設置の外それらに伴う配線工事を3件の随意契約により締結している。

そこで、この3件の工事内容を見たところ、いずれの工事も同一の教室に係る工事であり、また工期が重複していることが認められた。

このことについて法人は、項番1の工事契約締結後に学内から新たな改修要望が出たため、項番2の契約を発注することになり、またその後も新たに要望が出たことから項番3の契約を発注したとしている。

しかしながら、法人は項番1に係る改修工事内容の検討を行っていたとしているが、追加契約となったOA床の設置、プロジェクター・天井スピーカーの設置等は、本事業の内容を踏まえれば項番1の工事の計画当初から提案されるべき内容であり、工事に係る要望を適切に調査し把握すべきであったにもかかわらず、これを行っていないのは適切でない。

よって、いずれの工事も別の工事として発注しなければならない特段の理由は見当たらず

ず、1件の工事として発注可能であると認められる。

以上のことから、1件の工事としていけば、その予定価格は500万円を超え、契約方法の原則である入札により調達すべきであるにもかかわらず、それぞれを随意契約により調達していることは適正でない。

法人は、計画的に工事を行われたい。

(東京都公立大学法人)

(注) 健康で豊かな生活を支援するシステムや機器の開発が必要であるとのことから、医学と工学分野の融合・複合を可能にする人材の育成を目指し、未来工学教育プログラム等を実施するもの。

(表11) 工事契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	受託者	主な工事内容
1	東京都立産業技術高等専門学校(荒川キャンパス) A311-313 改修工事	令和3.11.8 ～令和4.3.25	4,950,000	C	間仕切り壁・ドアの撤去、パーテーションの撤去と設置、電源移設工事等
2	東京都立産業技術高等専門学校(荒川キャンパス) A311-313 OA床設置工事	令和4.2.21 ～令和4.3.31	2,123,000	C	OA床設置
3	3階教室配線工事	令和4.2.25 ～令和4.3.31	800,800	D	既設モニターの移設、プロジェクター、天井スピーカー、パンチトルカメラの設置等

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について

法人は、資金を預金、地方債、政府保証債、財投機関債、社債及び金融債で運用している。このうち、表12の金融債5億円は、仕組債(注1)の一種で、発行者である外国金融機関が6ヶ月毎の利払い日に早期償還する権利を有するコーラブル債である。当該金融債は一般的に他の債券に比べて高い利率が期待できるが、主として表13のような、信用リスク、流動性リスク及び早期償還リスクを有している。

当該金融債の発行者の格付(注2)は、下落傾向にある。

そこで、合規性、有効性等の観点から、資金運用が法人の規則等に定める資金管理の原則等に沿って適切にリスク管理されているか、財務諸表における開示が適正で十分なものとなって

いるかなどに着眼して見たところ、次のような状況となっていた。

(ア) 金融債による資金運用に係るリスク管理について

法人は、会計規則において、資金管理計画等について定めており、これを受けて、東京都公立大学法人資金管理規程(平成17年度法人規程第24号。以下「資金管理規程」という。)を定めるとともに、資金管理業務の円滑な運営を図ることを目的として東京都公立大学法人資金管理方針(以下「資金管理方針」という。)を策定している。会計規則では、表14のように経営審議会の議を経て資金管理計画を作成することとし、資金管理規程では、資金管理計画を作成するときは、安全性及び流動性を確保するとともに効率的な資金の管理運用に配慮し、資金管理計画に基づき資金運用を行うものとしている。資金管理方針では、資金管理に当たっては優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、運用の基本として、元本の安全性確保が最重要であり、信用リスク、金利リスクの低減を図り、元本の保全に努めるものとするとした上で、余裕金の運用は、法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とするとしている(表15、16、17)。

a 金融債の購入意思決定

法人は「資金運用対象事業者の選定及び運用の実施について(2東公法総会第52号令和2年4月13日起案)」により、運用対象となる金融商品の具体的銘柄、金額、発行者が早期償還する権利が組み込まれていることや各種リスクを記載した別紙を添付した上で、金融債5億円を購入することを事案決定手続きに基づき決定権者である事務局長が決定し、令和2年5月に購入していた。

一方、資金運用の基となる資金管理計画は、令和2年3月24日から同月26日開催の経営審議会において承認されており、表18のとおり、<基本的方針>を掲げ、商品範囲については、「預金、金銭信託、債券(国債・地方債・政府保証債・財投機関債・担保付社債・外国政府債)」としていた。ここでは、債券の中に金融債は含まれていない。また、表19のとおり、<2020年度運用計画>では、余裕金の運用を検討する対象として金融債の記載はない。

このように、法人が購入した金融債は、経営審議会で承認された資金管理計画において、運用を検討する対象として記載されていなかった。そして、当該金融債は外国金融機関が発行する仕組債で前述のような各種リスクを有するが、経営審議会には、運用対象となる金融商品の具体的銘柄、金額、概要、各種リスクについての情報が付されておらず、公債や政府保証債に類する債券とは異なるリスクを有する債券を運用対象として検討することについて諮られていなかった。

資金管理規程では、資金管理計画に基づき資金運用を行うものとしているが、当該金融債の購入は、経営審議会で承認された資金管理計画に記載された運用対象商品の範囲を超

えており、同計画に基づいた個別の運用となっていなかったことは適切ではなく、改善を検討する必要がある。

b 金融債の運用期間中の状況報告

当該金融債の発行体の格付は、徐々に下落しており、令和4年11月には表17の総務省告示及び表18の資金管理計画〈基本の方針〉で投資不適格となる水準に近づきつつある。

こうした状況の中、法人は、毎年度末の経営審議会で、翌年度の資金管理計画を審議する際、あわせて当該年度の運用実績の報告を行っているとしている。

しかし、前述のように、資金管理方針では、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、信用リスク等の低減を図り、元本の保全に努めることを運用の基本としている。このため、民間の金融機関が発行する仕組債のような各種リスクに晒された債券で運用するのであれば、経営審議会への定期的な報告の頻度を高めるとともに、金融情勢やリスクの変化に応じて随時、報告することとし、審議・承認を経て、臨機応変に運用方法を変更するなどの対応をとれるようにしておく必要がある。経営審議会に運用実績の報告を年度末に行うだけではリスク管理の側面から十分ではなく改善を検討する必要がある。

金融債の購入意思決定及び運用期間中の状況報告において、上記のような状況となっていたのは、長期にわたる超低金利や金融市場における信用動向に変化の兆しが見えつつある中で、どのような資金運用方針とリスク管理方法が最適かについての検討が十分でなかったことなどによる。

については、債券による運用に関する取組方針、目的、対象とすることができる金融商品の種別や資産の特性による各種リスクの許容度、限度額等を定めた基本の方針を具体的かつ明確に定め、確固たるものとして位置付けた上で、購入時のみならず運用期間中を通して、運用対象が有するリスク特性に応じた管理・運用体制をとることが望まれる。

(イ) 金融債の財務諸表における開示について

法人は、令和2年度及び令和3年度の財務諸表の附属明細書の「有価証券の明細(3)－1 流動資産として計上された有価証券」の中で、当該金融債を満期保有目的債券に区分した上で、銘柄及び貸借対照表計上額5億円を記載していた。

これについて、法人は、早期償還の可能性が高かったことから、両年度の貸借対照表において流動資産に計上したとしている。

しかしながら、法人は当該金融債を満期保有目的として区分しており、表12のとおり、運用期間は発行日から3年間となっていて、監査日(令和4年11月25日)現在、早期償

還されていない。償還日（令和5年5月12日）は両年度ともに、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えるため、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）（表20）に基づいて、固定資産の投資その他の資産に計上すべきである。

また、財務諸表の注記「7. 金融商品関係（1）金融商品の状況に関する事項」では、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（平成16年3月、総務省・日本公認会計士協会）の記載例の一部を引用し、「当法人の資金運用については、法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。」との記載にとどまっている。公債や政府保証債に類する債券以外の金融債等により運用している場合、具体的な運用対象商品のみならず、各種リスクの特性やリスク管理体制等を記載することによって、都民に負託された経済資源に関する情報を提供すべきである。なお、平成30年度の財政援助団体等監査においても、会計処理について資産除去債務を負債として計上していないことを指摘し、財務状況を適切に都へ報告するよう求めている。

財務報告の透明性や都民への説明責任をこれまでも増して向上させるため、今後、財務諸表の表示や金融商品の状況に関する事項の記載を充実させていくことが望まれる。

（東京都公立大学法人）

（注1）仕組債：スワップやオプションなどの金融派生商品を利用することにより、満期、利子、償還金等を投資家や発行者のニーズに合わせて設定するなど、一般的な債券にはみられない特別な仕組みをもつ債券

（注2）格付：格付機関が債券の発行体等の信用力や元利金の支払能力の確実性などを分析してランク付けしたもの。AAAが最高位でBBBまでが投資適格とされ、BB以下は投機的格付とされている。

（表12）金融債

発行者	種類及び銘柄	取得価額(円)	発行日	償還日	利率
クレディ・スイス・エイジー	金融債クレディ・スイス・エイジーコーラブル債	500,000,000	令和2.5.12	令和5.5.12	0.53%

（表13）当該金融債が有する主なリスク

（信用リスク）	債券等の発行体の財務状況、信用状況が悪化することなどにより、利払いの遅延や元本の一部または全部が返済されない状態に陥るおそれ
（流動性リスク）	私募債のため流通市場が確立されておらず、取引が成立しにくく、換金が困難であったり、償還前の売却は元本割れとなったりするおそれ
（早期償還リスク）	発行体が満期前償還の権利を行使することにより、予定した期間の運用収益が得られない、再投資の必要に晒されるなどの不利益を被るおそれ

(表 1 4) 資金管理についての法人の定め

東京都公立大学法人会計規則（抜粋）

第35条 理事長は、年度計画に基づいて、経営審議会の議を経て資金管理計画を作成する。

2 理事長は、資金の余剰が認められるときは安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

東京都公立大学法人資金管理規程

第4条 会計規則第35条第1項に基づき、資金管理計画を作成するとき、理事長は、安全性及び流動性を確保するとともに、効率的な資金の管理運用に配慮しなければならない。

第8条 理事長は、資金管理計画に基づき、期間1年超の資金運用を行うものとする。

2 資金運用に当たっては、安全性の高い商品を基本として、条件、商品特性、運用金融機関等を比較検討し、効果的な方法により行わなければならない。

第9条 総務部長は、資金管理計画に基づき、期間1年以内の資金運用を行うものとする。

第10条 総務部長は、資金管理計画に基づく資金管理の実績を理事長に報告するものとする。

東京都公立大学法人資金管理方針

第3条 資金管理にあたっては優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

第5条 運用の基本として、元本の安全性確保が最重要であり、信用リスク、金利リスクの低減を図り、元本の保全に努めるものとする。

第6条 余裕金の運用は、地方独立行政法人法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とする。

(表 1 5) 運用対象金融商品

東京都公立大学法人資金管理方針（抜粋）

第6条 余裕金の運用は、地方独立行政法人法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、金融債、社債、貸付信託の受益証券及び外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨を持って表示されるもの
- (2) 銀行等への預金、郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行、信託会社の金銭信託

(表 1 6) 余裕金の運用方法の定め

地方独立行政法人法（抜粋）

第43条 地方独立行政法人は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得

地方独立行政法人法施行規則（抜粋）

第5条 法第43条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。

- 一 法第68条第一項に規定する公立大学法人 次に掲げる債券（イからハまで及びホに掲げる債券にあっては、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

イ 特別の法律により法人の発行する債券

ロ 金融債

ハ 社債

ニ 貸付信託法（昭和27年法律第195号）に規定する貸付信託の受益証券

ホ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

(表 1 7) 公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人における業務上の余裕金の運用に当たっての債券の基準（平成29年 総務省告示第145号）（抜粋）

第1条 地方独立行政法人法施行規則（以下「規則」という。）第2条第1号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 略

- 二 金融債 金融機関が発行する債券であって、当該債券の長期格付け又は当該債券を発行する金融機関の発行体格付けが、一以上の適格格付機関においてA以上であり、かつ、いずれの適格格付機関においてもBB以下でないものであること。

(表 1 8) 資金管理計画<基本の方針>

○ 地方独立行政法人法が定める公立大学法人の運用・格付基準に適合する金融商品にて管理・運用する。

商品範囲：預金、金銭信託、債券（国債・地方債・政府保証債・財投機関債・担保付社債・外国政府債）

主な基準：格付会社の最低1社からA格以上を取得し、かつ、いずれもBB格以下を付けていない。

○ 景気や金融政策の動向に十分留意した上で、安全性・流動性を確保しつつ、効率的な管理・運営を行う。

(表19) 資金管理計画<2020年運用計画>

- 運用中の長期の債券は、継続して保有
- 決算剰余金等の余裕金は、第三期中期計画(2022年度まで)の資金需要に支障のない範囲での短期的な運用を検討(利回りが期待できる社債等を想定)

(表20) 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(抜粋)

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。(注9)

(注9) 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

- 4 売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来する国債、地方債、政府保証債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は投資その他の資産に属するものとする。

第12 投資その他の資産

- 1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注9)

- (1) 現金及び預金。ただし、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内(以下この節において「一年以内」という。)に期限の到来しない預金を除く。
- (2) 有価証券で、「第31 有価証券の評価基準及び評価方法」において定める売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来するもの

第1 真実性の原則

地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(注1)

(注1) 真実性の原則について

- 1 地方独立行政法人は地方公共団体の事務及び事業の実施主体として、その業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である住民等に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び運営状況を明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請される。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績（詳細は「参考資料」のとおり）

ア 教育及び研究事業

（単位：千円）

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	5,248,244	5,217,129	5,180,603
東京都立産業技術大学院大学	148,368	145,167	152,702
東京都立産業技術高等専門学校	405,554	407,014	407,171

（注）授業料収益及び入学金収益を記載

イ 生涯学習事業

（単位：千円）

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	93,883	23,575	68,163
東京都立産業技術大学院大学	9,334	1,460	2,557
東京都立産業技術高等専門学校	495	379	625

（注）オープンユニバーシティ収益及び社会人教育プログラム収益

ウ 産学公連携事業

（単位：千円）

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	924,767	885,602	1,135,502
東京都立産業技術大学院大学	22,877	17,201	25,565
東京都立産業技術高等専門学校	18,374	19,342	13,574

(2) 費用及び収益の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常費用	26,869	26,116	△ 753	△ 2.8	26,277	160	0.6
業務費	24,612	24,280	△ 331	△ 1.3	24,386	105	0.4
一般管理費	2,218	1,798	△ 420	△ 18.9	1,869	71	4.0
その他	38	37	△ 0	△ 2.4	21	△ 15	△ 42.1
経常収益	27,020	28,305	1,285	4.8	27,828	△ 477	△ 1.7
運営費交付金収益	16,717	18,262	1,544	9.2	17,778	△ 483	△ 2.6
授業料収益	5,174	5,155	△ 19	△ 0.4	5,113	△ 42	△ 0.8
資産見返負債戻入	1,193	1,200	7	0.6	1,362	161	13.5
その他	3,934	3,686	△ 247	△ 6.3	3,573	△ 112	△ 3.1
経常利益	150	2,189	2,038	-	1,551	△ 638	△ 29.1
臨時損失	216	200	△ 15	△ 7.3	193	△ 7	△ 3.8
臨時利益	21	96	74	340.1	27	△ 69	△ 72.0
当期純損益	△ 43	2,085	2,128	-	1,385	△ 700	△ 33.6
前中期目標期間繰越 積立金取崩額	-	-	-	-	41	41	100
目的積立金取崩額	320	87	△ 233	△ 72.8	14	△ 72	△ 83.6
当期総利益	276	2,172	1,895	684.4	1,440	△ 731	△ 33.7

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	令和元年度	令和2年度			令和3年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	6,244	9,830	3,586	57.4	10,282	451	4.6
現金及び預金	2,017	1,678	△ 338	△ 16.8	3,019	1,340	79.9
未収学生納付金収入	14	18	3	21.2	24	6	36.0
その他	4,212	8,133	3,921	93.1	7,238	△ 895	△ 11.0
固定資産	149,493	148,921	△ 572	△ 0.4	147,835	△ 1,086	△ 0.7
有形固定資産	144,263	144,436	172	0.1	143,766	△ 669	△ 0.5
無形固定資産	436	362	△ 74	△ 17.1	267	△ 94	△ 26.1
投資その他の資産	4,793	4,123	△ 670	△ 14.0	3,800	△ 322	△ 7.8
資産合計	155,738	158,752	3,014	1.9	158,117	△ 634	△ 0.4
流動負債	6,638	7,811	1,172	17.7	6,457	△ 1,354	△ 17.3
寄附金債務	390	389	△ 1	△ 0.4	432	43	11.1
前受受託研究費等	109	202	92	85.1	242	40	19.9
未払金	5,483	6,307	824	15.0	4,854	△ 1,453	△ 23.0
預り科学研究費補助金等	259	277	18	7.0	472	194	70.3
その他	396	635	239	60.4	456	△ 179	△ 28.2
固定負債	13,471	15,105	1,633	12.1	16,403	1,298	8.6
資産見返負債	12,432	13,747	1,315	10.6	15,396	1,649	12.0
退職給付引当金	1	2	0	18.4	2	0	15.7
長期未払金	1,025	1,343	318	31.0	992	△ 350	△ 26.1
その他	12	12	0	1.1	12	0	0.9
負債合計	20,110	22,916	2,806	14.0	22,861	△ 55	△ 0.2
資本金	147,930	147,930	0	0	147,930	0	0
資本剰余金	△ 17,266	△ 19,117	△ 1,851	10.7	△ 21,051	△ 1,933	10.1
利益剰余金	4,963	7,022	2,058	41.5	8,377	1,354	19.3
純資産合計	135,627	135,835	207	0.2	135,256	△ 579	△ 0.4
負債純資産合計	155,738	158,752	3,014	1.9	158,117	△ 634	△ 0.4

2 参考資料

(1) 教育及び研究

法人は、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の設置・運営並びに産学公連携の推進を行うことにより、教育、研究及び社会貢献に取り組んでいる。

学生の定員及び現員の主な状況は、表21のとおりである。

(表21) 学生の定員及び現員 (令和3年5月1日現在)

(単位：人)

教育研究組織			定員		現員
			入学	収容	
東京都立大学	学部	人文社会学部	200	800	873
		都市教養学部	-	-	182
		法学部	200	800	813
		経済経営学部	200	800	839
		理学部	200	800	816
		都市環境学部	255	1,020	1,101
		システムデザイン学部	320	1,296	1,368
		健康福祉学部	195	780	811
		小計	1,570	6,296	6,803
	専攻科	助産学専攻	10	10	10
	大学院	人文科学研究科	74	173	234
		法学政治学研究科	50	144	98
		社会科学研究所	-	-	16
		経営学研究科	55	115	119
		理学研究科	178	399	397
		理工学研究科	-	-	10
		都市環境科学研究科	194	417	427
		システムデザイン研究科	241	508	677
		人間健康科学研究科	95	215	268
	小計	897	1,971	2,256	
合計			2,467	8,277	9,059
東京都立産業技術大学院大学	産業技術専攻	100	200	213	
	情報アーキテクチャ専攻	-	-	21	
	創造技術専攻	-	-	22	
	合計	100	200	256	
東京都立産業技術高等専門学校	本科	ものづくり工学科	320	1,600	1,574
	専攻科	創造工学専攻	32	64	74
	合計		352	1,664	1,648

東京都立大学は、グローバル社会を生き抜く「本物の考える力」を持った人材を輩出するとともに、基礎的な学問分野及び大都市課題をはじめとする先端的課題をともに深く追求することにより、卓越した研究と質の高い教育の好循環を実現することを目指す総合大学である。

東京都立大学における教育研究組織は、表22のとおりである。

(表22) 東京都立大学の教育研究組織 (令和3年5月1日現在)

教育研究組織		概要
学部	人文社会学部 人間社会学科 人文学科	社会の人々が希望を持てる社会に向かう方法を探索し、研究し、実現することを目指し、人間の心理や教育、言語、文学、思想、歴史、そして社会や文化等の広い分野で教育研究を行う。
	法学部 法学科 法律学コース 政治学コース	法律学・政治学の各分野で学界をリードし、現代社会の様々な社会問題に適切に対応する最先端の研究を行う。
	経済経営学部 経済経営学科 経済学コース 経営学コース	経済学と経営学の体系的なカリキュラムの提供を通じ、専門性の高い先進教育を行う。
	理学部 数理科学科 物理学科 化学科 生命科学科	自然科学に対する深い理解と知識を得ることを目指し、そのために必要となる手法や論理的考え方を的確に身につける教育を行う。
	都市環境学部 地理環境学科 都市基盤環境学科 建築学科 環境応用化学科 観光科学科 都市政策科学科	自然環境の調査を旨とする地理学、土木、建築、建設の工学、ミクロの物質から環境やエネルギーを見つめる応用化学、自然環境と文化・情報の視点から多面的に観光を学ぶ観光科学、都市問題を文理横断的な視点から解決する都市政策科学の各領域に、持続可能性や環境の視点を加えた特色ある教育を行う。
	システムデザイン学部 情報科学科 電子情報システム工学科 情報システムコース 電気通信システムコース 機械システム工学科 知能機械コース 生体機械コース 航空宇宙システム工学科 インダストリアルアート学科	「ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築」を追究し、旧来の工学と異なり、関連諸分野を横断的に複合・融合化し、システムとデザインという新機軸で芸術的要素をも包含した教育研究を行う。
	健康福祉学部 看護学科 理学療法学科 作業療法学科 放射線学科	保健医療・福祉サービスを利用しながら、幸福な生活を日々享受できる「活力ある長寿社会」の構築に貢献する教育研究を行う。

教育研究組織		概要
専攻科	助産学専攻科	看護師資格を持つ女性を対象とした助産師の資格取得のための助産学教育課程を実施する。
大学院	人文科学研究科 社会行動学専攻 人間科学専攻 文化基礎論専攻 文化関係論専攻	世界水準の人文科学の基礎的研究を土台に据えつつ、文化、社会、伝統、異文化理解の観点から学際的研究に取り組み、グローバルな現代社会の課題に挑む。
	法学政治学研究科 法学政治学専攻 政治学分野 法律学分野 法曹養成専攻（法科大学院）	高度な研究を基盤に、国や東京都をはじめとする公共団体が抱える課題に具体的提言を提示できる 21 世紀の法律学研究・政治学研究の核を目指す。
	経営学研究科 経営学専攻 経営学プログラム 経済学プログラム ファイナンスプログラム	首都東京都の潜在力を現実の活力に転換するためには、第一線の研究者と高度な能力を有する経営管理者等の養成が欠かせない。また、専門的知識を用いた経済分析や金融リスク管理等も求められている。これらの社会的要請に応えるための高度な研究水準を維持し、その成果を学術的・実践的な教育に反映させる。
	理学研究科 数理科学専攻 物理学専攻 化学専攻 生命科学専攻	体系的・総合的な基礎知識の上に立ち、自然科学に関する様々な問題を発見し解決できる力を高めるための特色ある教育プログラムを実践。特に、分野を超え、応用にもつながるような教育を積極的に提供し、それを通じて広い視野をもつ独創的な研究者や高度な専門家を育成することを目指す。
	都市環境科学研究科 都市環境科学専攻 地理環境学域 都市基盤環境学域 建築学域 環境応用化学域 観光科学域 都市政策科学域	都市環境を構成する「人間」・「物質」・「エネルギー」・「情報」・「人工物」・「自然」の各要素について、観測と解析を基礎にその相互作用を解明し、新たに公共政策の分野を加え、任意の空間・時間における各要素の変動予測・設計・制御が可能となる方法論の開発と社会環境を制御する政策・制度の分析により、持続・発展する都市を構築しうる科学体系としての都市環境科学の確立を目指す。
	システムデザイン研究科 システムデザイン専攻 情報科学域 電子情報システム工学域 機械システム工学域 航空宇宙システム工学域 インダストリアルアート学域	大規模なシステムが有する多様な問題を解決する目的で、システム要素に関する領域を科学的・横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追求する。

教育研究組織		概要
	人間健康科学研究科 人間健康科学専攻 看護科学域 理学療法科学域 作業療法科学域 放射線科学域 フロンティアヘルスサイエンス学域 ヘルスプロモーションサイエンス学域	大都市で生活する人々の「健康」に関わる研究・教育を多角的に推進。特に「活力ある長寿社会の実現」に向け、「あらゆる世代・地域の人々が、自分の能力を発揮し活躍できる優しい社会」を目指した研究・教育を行い、各分野の学問体系を確立・深化させ、異なる分野間の学問交流を通じて有機的・融合的な研究・教育を機動的・弾力的に行う。更に、世界中の「健康増進」に向けた様々な先進的な活動を行い、これらの活動を通じて、高い理想をもった高度実践専門家及び先導的研究者を育成する。
センター等	大学教育センター	学部・研究科及び関係委員会との連携のもと、入学者選抜、大学教育及び教育改善等について、全学的な視点から調査・研究及び企画・調整を行い、教育改革を推進することを目的とする。
	国際センター	教育研究交流や学生交流を目的として、外国の大学又は研究機関と協定を締結する。国際交流会館の運営、留学生支援、留学支援を行う。
	学術情報基盤センター	図書・学術情報部門、情報メディア教育支援部門及び情報基盤技術部門からなり、教育研究に必要な学術情報とその基盤を総合的に提供する。（令和4年3月31日現在センター所管蔵書数：219万7,869冊）。
	総合研究推進機構	研究戦略の立案を行い、基礎研究から産学連携・技術移転まで、大学の研究推進をトータルで行い、学内の研究活動の更なる活性化と国内外での研究大学としてのプレゼンス向上を図る。

東京都立産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的として、平成18年4月に法人が設置した専門職大学院である。

東京都立産業技術大学院大学における教育研究組織は、表23のとおりである。

(表23) 東京都立産業技術大学院大学の教育研究組織

教育研究組織	概要
産業技術研究科 産業技術専攻 事業設計工学コース 情報アーキテクチャコース 創造技術コース	起業・創業・事業承継などを通して新しい産業を創り出す高度専門職業人である「事業イノベーター」、各種の情報システム開発のためのIT高度専門職技術者である「情報システムアーキテクト」、感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」を育成する。
オープンインスティテュート	大学院の教育研究成果を広く社会に還元し、中小企業の産業振興に貢献するとともに、社会人が最新動向を学べるオープンな講座を提供するなど、産業界ニーズにタイムリーに答えることを目的とし、都、自治体、産業界と連携しシンクタンク機能を果たすための取組を実施する。
附属図書館	教職員及び学生の教育及び研究活動に資するため、図書等学術資料の収集、保管及び利用に関する業務等の管理運営を行う（令和4年3月31日現在蔵書数：2万6,827冊）。

東京都立産業技術高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とし、首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストの育成を使命として、平成18年4月に都が設置した高等専門学校であり、平成20年4月に法人に移管されたものである。

東京都立産業技術高等専門学校における教育研究組織は、表24のとおりである。

(表24) 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究組織

教育研究組織	概要
ものづくり工学科 機械システム工学コース AIスマート工学コース（注） 電気電子工学コース 情報システム工学コース（注） 情報通信工学コース ロボット工学コース 航空宇宙工学コース 医療福祉工学コース	首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストを育成するために、工学基礎全般を内容とする1年次の共通教育コースの履修後、2年次から5年次までの間、一つの分野で他人に負けない専門性を持ち、他の関連する分野でも多角的視野と柔軟性により対応可能な能力を身に付けさせることにより、東京の産業再生と課題解決に挑戦する意欲と能力の育成までを目指す。

教育研究組織	概要
創造工学専攻 機械工学コース 電気電子工学コース 情報工学コース 航空宇宙工学コース	高等専門学校課程（5年）を修めた学生に対し、さらに2年間の高度な専門知識及び技術を学べる教育課程を設けることにより、先端技術の開発ができる創造的で実践的な技術者教育を目指す。
附属図書館	東京都立産業技術高等専門学校の学生及び教職員の学習、教育、調査及び研究活動に資するため、図書等を収集及び管理し、利用に供する（令和4年5月1日現在蔵書数：14万4,798冊）。

（注）令和2年度以前入学者は、生産システム工学コース、電子情報工学コースとなる。

（2）生涯学習事業

東京都立大学では、都民や社会人等の学習ニーズに応える生涯学習の拠点として、さらには地域社会の活性化を目指して、大学の持つ学術研究の成果を広く社会に還元する「オープンユニバーシティ」を開設しており、講座数の推移等は表25のとおりである。また、令和元年度より50歳以上の方々に向けて学びと交流の場を提供する場として「プレミアム・カレッジ」を開講している。本科1年に加え、2年目以降のプログラムとして「専攻科（2年目）」「研究生コース（3～4年目）」を整備しており、選考状況は表26のとおりである。

東京都立産業技術大学院大学や東京都立産業技術高等専門学校においても、それぞれの特徴を生かして、社会人リカレント教育や、技術者のスキルアップ支援に取り組んでいる。

（表25）講座数の推移等

（単位：講座）

場所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	主な内容
飯田橋キャンパス及び南大沢キャンパスなど	351	40 (40)	234 (163)	一般教養講座、東京都の芸術・文化施設や研究機関との連携講座、研究センターシリーズ、プレミアム講座、高校生のための大学受験体験シリーズなど

（注）（）内は全講座数のうち、オンライン講座の実績

（表26）選考状況（令和4年度）

（単位：人）

学科・コース	募集人員	志願者数	合格者数
本科	50（程度）	205	54
専攻科	30（程度）	34	31
研究生コース	15（程度）	24	15

（注）令和元年度に本科、令和2年度に専攻科、令和3年度に研究生コースを開設

(3) 産学公連携

法人は、大学等における学術研究の成果を広く社会に還元し、地域における産業振興や文化の発展に寄与するため、産学公連携センターを設置・運営し、表27のとおり、企業等との共同研究・受託研究の推進及び各種相談を実施している。

(表27) 共同研究等実績

(単位：件)

学校名	共同研究等の種類	件数		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	産学共同研究	183	141	145
	受託研究	32	30	20
	特定研究寄附金	101	99	107
	提案公募型研究	73	73	103
	小計	389	343	375
東京都立産業技術大学院大学	産学共同研究	2	1	1
	受託研究	3	1	2
	特定研究寄附金	4	4	4
	提案公募型研究	3	4	4
	小計	12	10	11
東京都立産業技術高等専門学校	産学共同研究	11	9	12
	受託研究	1	1	1
	特定研究寄附金	8	7	6
	提案公募型研究	6	1	1
	小計	26	18	20
計	産学共同研究	196	151	158
	受託研究	36	32	23
	特定研究寄附金	113	110	117
	提案公募型研究	82	78	108
	合計	427	371	406